

例を作らなければならぬと思ふやうなものとの確に把握して居りませぬ、是はまあ更に研究致しまして、次の通常議會……民法改正案が出る迄に、果してさう云ふものがあるかどうかを研究したいと思つて居りますが、大體に於ては民法の一般原則が適用あるものと御了承願つて宜しいと思ひます

○霧山精一君　皇族は皆年々皇族費の
やうなものを支出することになつて居
りますから、例へば天皇に属する私有
財産の如きものは、矢張り皇嗣だけで、
まあ前の家督相続のやうに天皇直屬の
私有財産と云ふものは皇嗣が之を承継
する、斯う云ふ風になつて宜いのですが
ないかと思ふのですが、普通の民法の
原則に必ずしも據らなければならぬ必
要はないのぢやないかと考へられるの
ですが、是はまあ私の意見でございま
す、それから「皇位とともに傳わるべ
き由緒ある物」はまあ皇嗣が相続す
ると云ふことになりますが、民法では
墳墓とか、祭具とか系譜とか云ふやう
なものは相續人の特權に属すると云ふ
ことになつて居りまして、さう云ふも
のが今度の新らしい民法にも同様なも
のが出来ると思ふのであります、が、さ
う云ふ規定と此の七條の規定との關係
でござりますね、民法も適用になり其
の上に七條も亦適用になると斯う云ふ
風になるのでありますか

「おまじめの御山精」(おまじめのひやませい)と表へられる。此のものは此の七條の規定が優先的に適用になると思ひますが、それ以外に於きましても「皇位とともに傳わるべき物」と云ふものでなくとも、民法で謂ふ系譜であるとか、祭具であるとかと云ふものの中で、此の規定にはどうも劃されないけれども、民法の規定に依つてと云ふこともあるかと思ひますが、大體の所は民法で特別に相續者に傳はるやうなものは、多く此の七條の規定の方に入つてしまふのぢやなからうかと豫想して居ります。

○**霜山精一君** 御陵墓に關することは典範の方にあるやうでありますけれども、是も民法では墳墓の所有權は家督相續人の特權に屬すると云ふことになつて居るのであります。又是は「由緒ある物」と云ふのは動産のやうに見えますが、墳墓、山陵のやうな不動産に關するものも矢張り此の七條の規定の適用を受けるのであります。

○**政府委員(入江俊郎君)** 皇室の、今お話の御陵墓の關係でありますと、皇室典範の考から申しますと云ふと、此の御陵墓は、實は皇室の公の方面の性質を持つ財產と考へるのであります。其の結果として實は憲法の八十八條の規定の適用に依りまして、一應是は國有財產となる、併しながら是は皇室經濟法の第一條の規定に依りまして、國有財產の中で皇室用財產と致しまして之を管理して行くと云ふことになりますから、此の點は民法に於けるあの墳墓の取扱とは異つた扱ひになつて居るのであります。

定の中では治産能まするが、未成年時は法定代理人は禁治産、準禁治産に規定してある。産能力に關する法に委ねて、此規定しないと云ふ事でありますか。或は法律でも出るのか。ありませうか。

○政府委員(入江)財産に付ては、能力等に付きま處、民法の原則であつて、現在認室財産令中の色るのではない。究して居ります正案も、懲と最は若干のものが考へつくかもが考へつくかもしては未だ的確把握して居らな

○鶴山精一君

治産の宣告に關全然皇室には民方でも斯う云ふ對しての、特別云ふことになりる禁治産、准禁處でやるとか云ふ規定を矢張り續の方で規定し

(後藤君) 私關係の御行爲能力若しくは意思能力に關する規定があり、其の主たるものは、保佐人の選任とか、年者者が法律行爲をするのに附隨する年者者の同意が要るとか、或と云ふ御意見ならぬに特別に何か特別な規定を設けたのであります。斯う云ふ御意見などは、皇室の財産令の中には全く見当りません。今度は全然民法の原則に付て特例のものですが、斯う云ふ豫想の下に今研究會が先づ適用になるのであります。又特別に何か特別な規定の必要を認めていますやうな皇室の財産令の中には全く見当りません。今度は全然民法の原則に付て特例のものですが、斯う云ふ豫想の下に今研究會が先づ適用になるのであります。

法的な
なると
は又其
係に於
ぢやな
て、そ
於きま
うお食
せぬけ
云ふもの
と思ふの
りませ
の規定、
ふ問題を
せうか
○政府
に付き
定がござ
す。除いて
ふ意味で
皇室典義
と考ふ
のことと
ふ意味で
一家とし
か、是は
に御考
のである
るかと三
家の土
するやう
の御方と
は、是は
ぬが、斯
御手續も
するやう
の第十一
やうな場
御離れに
なりによ
以て、自
居ります
御へば、
例へば、
があつ
て特權
止する
とは、

委員（入江俊郎君） ましては、現在はさいますけれども、規定としてののがあつて然るべののですが、皇室典則、經濟法の方とか少しもないので、どう云ふ風に御観に於きまして、皇範の建前から申しへきものでなく、考へることが相対的に於きまして、皇族内部のことへ顧ふと云ふことになります、唯實際問題中には、斯う云ふ風な事柄があつたとして如何様に之を解決して如何様に之を御取りになるかを御聞きになるかが國務の觸れる所云ふ問題であります、は皇族としての御位繼承の資格若くは中で懲戒若しくは處罰を拂はなければならぬ場合もあるかも知れずし、或は又皇室の御位繼承の資格若くは中で懲戒若しくは處罰を拂はなければならぬ場合になると云ふ風な場合に於きまして、一條の規定で、皇室典則によると云ふ規

皇族の懲戒
皇室典範に規定は、是は今度の
まして、國務一家
皇室の御一家
皇室典範からは
應はしいと云
皇室の私の御
御取りになる
として御自由
なことに植ひ
場合にどうす
すが、皇室御
之に類似する
、ならないか
ではありませ
身分の上から
ばならないと
ませぬ、其の
は、皇室典範
族の御身分を
場合も考へて
典範の規定で
定があらうか
しながら皇族
一時順位を
御就きになら
くは攝政とお
考になるので

御意見がありまして、之に對しては成るべくさう云ふ趣旨に於て考へて見るべくさう云ふことを御意見と云ふことを御意見として居るのでござります、それから國有財産に移るものと、皇室に殘る私有財産との分界をどう云ふ所に標準を作るかと云ふ御意見と云ふことを御意見として居るのでござります、それから國有財産に移るものと、皇室に殘る私有財産との分界をどう云ふ所に標準を作るかと云ふ御意見と云ふことを御意見として居るのでござりますが、それに付きましても今申上げましたやうに出來るだけ公正な機關で此の判定をすると云ふことにしたいと云ふ意味で御答をしてござります、それから皇室財產が國に移管せられた後で以て、其の國有に移つた財產に付ても是も單に國有に移つたと云ふだけで以て其の管理が適當でないと云ふことは面白くないが、それ等に付ては十分有效に之を處置するやうなことを考へて貰ひたいと云ふやうな御意見がござります、尙ほ皇室經濟法に於ては恰も皇室が權利義務の主體となるやうな規定になつて居るが、一體皇室を法人格を持つものと認めたのであるかと云ふ風な御質問がございましたが、之に付きましては、別に皇室を法人格を持つものと認めたのではないが、皇室と云ふ御一家を皇室と云ふ言葉で呼んだのである、法律的に申しますれば、天皇又は皇族と云ふものが權利の主體になるのであると云ふことを御答を申上げた譯であります、それから内廷費或は皇族費等に付きましても物價騰貴、物價變動の時期であるから、どう云ふ基準で算出するか、出来るだけ公正な方法を以て算出するやうにと云ふ御意見がございまして、それは誠に御尤もである、出来るだけ努力すると云ふことを申上げて居る譯であります、それから

別に法律で定める一定額と云ふのは皇室經濟法の中に一緒に書いたら宜いぢやないか、別の法律にすると云ふことは非常に見る場合にも不便であるし、又若し其の時々に之を變へる必要があるならば、法律の改正で行くのであるから、同一の法律にするのが適當ぢやないかと云ふ御意見がございました、是は一つの御意見であるけれども、今日としては未だ一定の金額と云ふものを算出するのに機が熟して居らぬのである、其の方面から言つても、別の法律にする必要があるのと、それから又もう一つの考へ方は、皇室經濟法が皇室の經濟に關する基本法規を決めたのであって、一定の金額と云ふのはさう始終變る譯ではありますけれども、一應過渡的な性質を持つものである、さう云ふ風なものは矢張り別の法律で、金額だけのことを決める法律を出しますが、さう云ふ御意見もあつたのであります、それから正倉院の御物に付てはどう云ふ風にするのかと云ふやうな御意見がございました、之に付きましては、正倉院の御物であるとか、東山文庫であるとか云つた、さう云ふ風な文化的な財産に付きましては、慎重に考慮を拂ひまして、或物は私有財產として御残しをするのであらうし、又是が博物館等に出品として並べるやうなことを申上げてあります、

本會議に於きましての御質問の趣旨並にそれに對する政府の所見は今申上げましたやうなことでございました、そ

趣旨は、或は課税の対象にならないことが適當ぢやないかと云ふやうな御趣旨の御質問のやうに承りましたが、之に付きましては、政府としては目下研究中である。さうして内廷費及び皇族費は所得税等の税法の課税の客體となるべきではないかと云ふやうな方向で研究はして居るけれども、まだ確定する結論には到達して居らぬと云ふことを申上げて居ります、それから此の皇室經濟法の第七條で、「皇位とともに傳わるべき由緒ある物」と云ふと、何を意味するかと云ふこと、並にその判定はどう云ふやうにして決めるか、判定者は誰かと云ふやうな御質問がありますた、之に付ては由緒ある物と云ふのは、三種の神器とか、宮中の三殿とか云ふやうなものを考へて居ると云ふことを申上げたのですが、併し其の認定は矢張り重要なことでありますので、之に付ては何か其の判定をするのに適當な組織を將來一つ考へたいと思ふと云ふことを御答をしてござります、併しそれだけの組織の細かいことはまだ決つて居りませぬけれども、さう云ふやうな程度のことを御答してござります、それから皇室經濟會議で色々なことを議する、又は決するのであるけれども、民主的に行くならば、寧ろ國會がもう少し之に參與してはどうであらうか、此の法律では、皇室經濟會議に大體一任して居りまして、其の結果を國會に報告すると云ふやうなこ

とになつて居ります、それではどうも國會側として發動する餘地が少い、もつと國會の權限を強くしたらどうかと云ふ御意見がございましたし、之に對しては、斯う云ふ皇室財産の實際の運營と云ふ風な面は、是は事行政に關する事であります、矢張り皇室經濟會議と云ふやうなもので先づ第一段的には研究して行つて、さうして其の結果を國會に報告し、國會側としては其の報告を受けまして、國會側の獨自の見地で或は立法するなり、或は何等かの意見を述べるなりする途があるからと云ふやうなことを御答した譯であります、それから又或委員は此の内廷費、皇族費に對しては：「ちよつと話が前後したやうでありますけれども、先程の或方の御質問は課税の客體にしない方が宜いだらうと云ふやうな意味で御質問になつたやうであります」が又或方は内廷費、皇族費は當然課税の客體にすべきではないかと云ふやうな御質問もありました、之に付ては先程申しましたやうに御答をしてあるのであります、それから皇室經濟會議の議員の任期に付きましては、是は五年となつて居りますが、國會議員の任期が四年であるから、是も矢張り四年としたけれども、是は議員の任期を直接關係はないものと云ふことで、五年とした譯であります、それから尙或委員からは、宮城の御建物が現在御焼けになつてしまつたけれども、之に付きましては、勿論さう云ふやうなことは一般國民として甚ださう云ふことと考へるけれども、是は色々な關係

六

もありまして、未だ政府として具體的に御造営の手續になつて居らぬと云ふことを御答をしたのであります、大體以上のやうなことが、委員會に於て出た大要でございます、今の御説明に附加へましてちよつと言ひ落したことをもう少し補足さして戴きます、更に宮内府及び會計検査院官制は何時議會に提出するかと云ふ御質問がありまして、之に付ては來議會、詰り通常議會に提出する方向で考へて居ると云ふことを申上げてあります、それから皇室經濟會議と云ふのは何處に設けられ、又誰に對して責任を負ふのかと云ふ風な御質問もありましたが、皇室經濟會議は是は總理大臣が委員長となる譯でありまして、内閣には是は置かれるものであると云ふことを御答をした譯であります、さうして内閣は皇室經濟會議の事務に付ては内閣として連帶して國會に責任を負ふ性質のものであると云ふ風に申上げたのであります、大體さう云ふやうなことがございました、それから更に衆議院に於ける委員會の討論の際には各黨皆之に御賛成でございまして、全員一致で可決になりましたが、其の中で特に金額に付きましては出来るだけ實情に合ふやうに考へて、まあ餘り少い金額でないことを望むと云ふことを特に皆さんのが仰しやつて居りました、それから又最初皇室用財産として決める経過的の分に付ては是非一つ民主的な組織を作つて、そこで公正に判断をするやうなことにして貰ひたいと云ふ特別な御話がございました、それから又宮城その他の皇族の御家の復舊に付ては特に政府としても意を用ひて貰ひたいし、又文化的な財産が皇室から政府に移ると云つた、後に

於ける文化財の將來の保護に付ては特に格段の考慮を拂つて貰ひたいと云ふ希望意見がございました、それだけのことが衆議院に於ける審議の大要であります

○委員長(伯爵前田利男君) 霜山委員、何か御質問があれば……
○霜山精一君 大した問題ぢやないのですけれども、今の宮廷費、それから皇室費に付くよ異常の時を二つに分け

皇室財産に付ては課税の對象にしない方が宜いだらうと云ふ考の下に御尋ねようと思つて居つたのですけれども、其の點は御説明がありましたから、止めて置きましたて、もう一つ皇室財産が國有財産になりましたて、それを皇室で公用されて居る場合、其の公用される財產に対する使用料を拂ふかどうかと云ふ問題が起るだらうと思ふのです。

國有財產を私用、公用するに付きましても原則としては只で使ふと云ふことは出來ないことに關係の法律の方に皇室の公用に供するものに付ては使用料は要らぬとか云ふ風な規定を設ける必要があるのぢやないかと云ふ風に考へるのでですが、其の點は如何でございませうか

の他の規定がなつて居るやうであります、拂ふ義務がある、必ず拂はなければならぬと云ふことになつて居るやうです、處が皇室で御拂ひになるに付て、其の使用料を御拂ひになると云ふことはどうも餘り望ましくないと思ふのですから、此の點に付ては何か國有財産法適用になつて、例へば官舎に付ては必ず使用料を拂はなければならぬと云ふことになつて居りますから、さう云ふ規定を除外する何か規定を置く必要があるんぢやないかと云ふことをお聽きしたのであります。

○霜山精一君 唯官舎に關する規定がござりますね、官舎の使用料は必ず拂まなければならぬと云ふ古い太政官法等の疑惑が起りますれば、次の機会に公用財産法は多少の手直しを致す積りでありますので、若し工合の悪いことが起りますれば、更に研究したいと思つて居ります

室の公用に供すると云ふものは、國有財產法の十
六條で「國有財產ハ云々」「公用若ハ
公益事業ニ供スル爲必要アル場合及」
之々を除くの外公用に供することにな
つて居るんだと云ふことを、立法的に
片付けた積りであります、更に若し何
等かの疑惑が起りますれば、次の機會
に公用財產法は多少の手直しを致す積
りでありますので、若し工合の悪いこと
とが起りますれば、更に研究したいと
思つて居ります

其の中から更に蓄積せられたものがあるとすればそれが純然たる私有財産になる、御手元金其のものは私有財産ではない、同様に皇族費も亦皇族の私有財産に其の儘なるのではない、其の中からなにがしか集積されたものがあれば、それが私有財産だ、皇族費其のものは私有財産ではない、斯う云ふ風に觀念しまして、即ち公金ではない、公金ではないが、併し私有財産でもない、斯う謂はゞ中間的のものでありますのが、さう云ふ風に觀念して、それに對してはまあ課税の對象にはならないやうな立法をする、當然放つて置けば課税の對象になるが、特に課税對象にしてはまあ立場を爲さるのでありますまいやうな立法をするのであるからして、或は性質からして當然かゝらないか、或は性質からして當然かゝらないかと云ふことになるか、其の邊をぢよいと云ふことになるか、其の邊をぢよいと念の爲に伺ひたい。

費の足し前にもすると云ふことになりますと、私有財産ではありますけれども、そこに自ら實質上の一つの租税が附加されたことになる、併し、法律的につて來るならば、之に對して矢張り所得税を課すのが當り前ではないかと云ふ議論も一應考へられるのであります、そこで私有財産としてそれが入つて来るならば、是は特に勤勞に依る所得でもなし、特に此の法律の規定に依りまして國の費用を皇室に差上げると云ふ形であるから、是は税法の建前如何に於きまして課税の客體たるべき經濟上に於きの價値移轉であると考へない立て方を取ることが出来るのではなからうかと云ふことは今日研究中でありますので、もう暫く御猶豫を願ひたいと思ひます。○大谷正男君 御研究の途中であります等に付きまして課税の方法の上に於きましてどう云ふ理論構成をするかと云ふことは今日研究中でありますので、

○政府委員(入江俊郎君) 税法の方で
是等の費用をどう云ふ風に扱ひますか
本来はかかるやうなことになるのを特別の例外を置いてかけないとするか、
或は本来さう云ふ所得税等がかかる經濟上價値の移轉と云ふ風なものでない
やうに之を考えることに依つて所得稅法等の規定に對する考へ方も變つて來
ると思ふのであります。今日私共が研究の段階に於きましては寧ろ内廷費であるとか、皇族費は、是は所得稅の客體になるやうな意味の經濟價値の移轉ではない性質のものやうに考へたい
と思つて居るのであります。そう云ふ風な方向で所得稅法等も考へて行ければ
行きたいと考へて居ります。

林大臣としては随分主張された方があります。が之を閣議に懸ける時に於て内務大臣が何時もそれに付て反対をせられる爲に、まあ他の大臣もさうやかましく言はなくともと云ふことで順々に延び／＼になってつ來て居るやうであります。が今度御料林の非常に澤山な面積が北海道に移つて是も内務省で現在の國有林を合せて北海道所管と申しますか内務省が監督しようと云ふのか、是が大分有力のやうに承つて居ります又文部省その他厚生省、文部省は學校教育の方面から、又厚生省は何と申しますか、風光と云ふやうな關係からその他からも色々あり、又地方廳からも例へば此の頃私ちよつと聞いたこととあります。が木曾の御料林の岐阜縣に屬するものを岐阜の方の縣有林に何して吳れ、長野縣の或人なども長野縣にある木曾の一部分を呉れ、而も長野縣選出の代議士など色々主張して居ります、其の他色々各地方々で此の機會に於て御料林を分けて貰ひたい、國有林の方に及ぼす今度御料林の此の機會にと云ふことで色々運動されて居りますが是等に對して第一番に農林大臣は何れ將來の問題と致しましてもですね、どう云ふことの御方針でありますか、それと今度此の機會に於て此の事は私が前の大臣に伺つたことがありましたし外の豫算會議で外の委員からも主張されたことがあります。が此の機會に於て北海道の林政を農林省に統一したら宜からう、殊に北海道の拓植と云ふことは、農林省としては非常に重きを置いて居られて、隨分澤山な面積を開拓することになつて居りますから、最も直接的な關係があるのは森林地であります。

が、是等に付てのこととを農林省の拓植計畫としては分れりて今森林を離すよりは寧ろ農林省へ一緒にして、新たに拓植計畫をなさつた方が非常に開拓の爲にも便利であり、同時に此の森林の經營に於ても、當然爲すべきことと思つて居りますが、是等に付ての農林大臣の御意見を此の今の御料林の問題題に關聯致しましてちよつと伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(和田博雄君) 御料林は是は御承知のやうに皇室財産として帝室林野局で經營されて居ります。日本の木材の需要の點から行けば非常に重要な一部を擔當致して居る譯であります。此の作業廳としての運營、斯う云ひますものは、是は現在のやうな木材の緊急生産の上から云ひましても、どうしても停滞することは許されませぬので、我々としては是非御料林は現行形態の儘農林省に移管して貰ひまして、引續き是が國有林の一體として經營して行く、木材生産の施行等を爲して行くと云ふやうに主張致して居ります。又さう云ふ考へで居る譯であります。それから大體此の御料林と云ふものは、是は白澤さんも御承知のやうに、非常な施業案を立てまして、合理的な經營を致して居るのであります。そこで良好な成績を挙げて居るので、之を只今色々の御説にありましたように、地方に分割するとか云ふやうなことを致しますことは、是が治水の點から云ひましても、生産の保續の點から云ひましても、又國土保安の點から云ひましても、採るべき策ではないと、斯様に考へて居ります。そこで農林省には現在の形の儘で移管して貰つて、さうして國有林一體として之を經

營して行くと云ふことが、最も合理的であり、又森林、山林と云ふものを國土の上から云つて、保續して行く上から云ひましても必要なことだと、斯う考へて居る譯であります、色々と農林省が其の一元化を主張します理由は他にもある譯であります、我々としては是は何處迄も是非統一した組織でやつて行けるやうに致したいと考へて居ります、それから北海道の林政統一の點は、私は此の前の貴族院、衆議院兩方の豫算總會に於ても主張しました如く、又色々の委員會に於ても主張して居ります如く、大體北海道の獨立國であると云ふ意識は、是は徹底的に打破しなければならぬと思ひます、斯う云ふ資源が少くなつて來ました以上は、國としては北海道が非常に重要な所になればなるだけ、又經濟の方から言つても一體として之を動くやうに仕向けて行くことが必要なのでありますして、幸ひ此の地方制度の改正の場合に於ても、亦北海道と云ふものは府縣として北海道を數箇の府縣に分けたら宜いとさへ思つて居るのでありますて、さう致しませぬと、どうしても實際上の從來の弊害と云ふものは是正出来ないのでありますて、此の間内務省に出來ました北海道對策委員會と云ふものが出來たのでありますて、其の時に於ても矢張りそこに於てはさう云ふ所管の問題とか豫算の問題は取扱はず審議すると云ふことに致して貰つた次第でありますて、實は我々と致しましては御料林を北海道へ分割するとか、或は地方の公共團體へ分割するとか、

私は考へて居ります
蟠りを去つて本筋に返したいと、斯う
機会でありますので、此の際に從來の
致して居りまして、是は是非一つ好い
う云ふ風に實は考へて其のやうに努力
全部農林省に移管して貰つて、其の上
で最も適當な經營法をやつて行く、斯う
とは文部省の方から色々の要求がある
と云ふことに付きましては、是は一應

明答を戴きましたが、私も非常に安心致しましたが、御料林の方は國有林と違つて隨分纏つて居りますから、御料林の經營は國有林の方でも模範とすべき所も大分あります。又國有林は國有のまゝあ長所もありますから、今度是が一續になつてやれば互ひの長所短所が分りますからして、我が國の新たな國有林の經營の上に於ても非常に好いやうに思ひます。北海道問題に付きましても、農林大臣が兎に角移管を受けてからこちつで處分をすると云ふ御決心は私の喜ぶ所でありますが、どうぞ宜しく御願ひ致します、どうも有難うございました、それで私は宜しうございま

午前十一時五十六分休憩、
午後一時十七分閉會
○委員長(佔爵前田利男君) それでは
開會致します

率で、後殘る金額は恐らく四千萬圓前後ぢやないかと、斯う思はれるのであります、今日の貨幣價値の非常に低落して居る際に、一國の元首として國民尊崇の中心である、所謂憧れの中心であるとして、今後日本の天皇が、例へば御手元金から社會事業其の他に御救恤になると云ふやうなことを想像致しますと、斯う云ふ小さい金額では到底皇室の尊嚴を維持出來ないのでないかと云ふ風な氣がするのであります、成る程内廷費等で、それの殘額は蓄積されるのだと、斯う云ふ政府御當局の御説明でありますけれども、之も恐らく國會の議を經て豫算に計上されるのでありますから、さう大した金額を計上することは出来ないと云ふ風に考へられるのであります、是等の點に付きましては、相當政府の方でも御研究になつて居ることと思ひますけれども、餘程そちらの點に付て、凡そどの程度の皇室の私有財産を想定されて居るのでありますかう云ふ點に付て御伺ひすることが出来れば非常に結構であります。

計上して居りますけれども、此の評價額も矢張り九割近くが財産税として處分されますけれども、其の残存部分もある、それに致しましても、一應私有財産として残る額はさう巨額なものではないのであります、併しながら新憲法の建前上一應皇室の御財産は公の性質のものは國有財産にして、さうして後の關係は内廷費或は皇族費と云ふ風なものを、國費から出すことに依りますて、其の間に支障のないやうにやつて行かうと云ふ建前でありますものですから、内廷費の金額をどの程度にするか、或は又先程も御話の出ました通りの皇族費の全額、それ等の點に付きまして、出来るだけ無理のないやうな數字を考へると云ふ風なことで以て此の點の調和を圖る外にはないやうに思ふので、其の點に付て出来るだけの努力を拂つて遺憾なきを期したいと考へて居るのであります

益を生ずるやうなものに付きましては國に屬し、私の性質を持つて居るものは皇室の方へ私の財産として残るのありますけれども、唯營林財産と申しますか、御料林のやうなものは是は現在實際に於きまして皇室の公の財産として扱つて居りますので、従つて大部分は矢張り國有財産として移つてしまふであらうと思ひます、尙さう移つた後で以て、皇室經濟法の皇室用財産と云ふものに、或ものをするのでありますけれども、収益財産のやうな、詰り御料林のやうなものは、皇室用財産として皇室に將來御使ひを願ふと云ふことはないであります、其ことは皇室經濟法の第一條の第三項に「皇室用財産は、収益を目的とするものであつてはならない。」と云ふ規定を置きました、斯う云ふものは皇室用財產とはなり得ないと云ふ風に考へて居ります。

券の如きは収益を生ずる財産でありますけれども、併しながら多くは私の性質を持つ財産ではなからうと思つて居ります、處が土地なんぞになりますと云ふと、是は御料林のやうなものは、収益を生ずる財産でありますけれども、現在は之を皇室の公の財産と考へて居るのは何がありますか、豫想では……あります。

○名取和作君 私はまだ了解せぬが、要するに皇室には、皇室の財産として、は、株券、それから現金の外に殘るものは何がありますか、豫想では……

○政府委員(入江俊郎君) 株券の外には、私財産として殘るものに付きまして申上げますと、それ以外には建物工作物に付きまして若干あらうかと思ひます、それから物件、即ち裝飾品であるとか圖書、家具、さう云つたやうな御財産も、大部分は皇室の私の財産になるのではなからうかと思つて居ります、尚正倉院の御物と云ふ風なものに付きましても、是はまあどの程度か分りませぬけれども、皇室の私の財産としてお残りになるものがあるのぢやなからうかと考へて居るのであります。

○名取和作君 私共……私共と云うても、あなた方は別なお考か知れませぬが、私などの憂ぶる所は、先刻種田君の御質問のあつたやうに、株券であるとか現金であるとか云ふものは、是は貨幣價值の下落に依つて非常な不安定を來す、苟も一國のシンボルたる所の皇室が、御不自由があると云ふやうなことであつては、それはシンボルになりませぬ、却てさう云ふ所からして如何なる國難が起らぬとも限らぬ、餘り皇室が御窮窮になると云ふと……、で

あるから株券であるとか現金であるとの變らぬもの、年と共に財産の成るべく變ることの少いもの、さう云ふものが若しくは國が繁昌すれば繁昌する程殖えるもの、さう云ふものを皇室に幾らでもお残しして置くと云ふことが今日我々の考へることぢやないかと、斯う思ふのであります。政府はその邊に付て我々と同じやうなお考を持つて居られるのでございませんか、さう云ふことはお考になつて居られぬでございませうか、其の點を一つ伺ひたい。
○政府委員(入江俊郎君) 其の點は我が日本國民としての心持から申しますて、さう云ふ氣持に強くなるのであります。が、此の憲法を施行する建前の上から申しますと云ふと、憲法の八十八條の趣旨に依りまして、兎に角現在の皇室財産の中で、公の性質を持つものと考へられますのは、正確に國有財産として移して、それと關係ない私財の財産は、之を振り分けまして皇室にお残しする。其の結果として、私の財産の額が比較的少い或は又意想外に少いと云ふことが假にありましても、それを無理に、私の財産でないものを私の財産として残すと云ふ風なことは、是はさう云ふ風なことは出來ないと考へて居ります。そこで將來の問題は、あとは内廷費なり或は皇族費なりの運用に依りまして、御不自由のないやうにして差上げると云ふことしかないのであります。内廷費の上に、斯う云ふ風に私共としては考へて居るんであります。一の金額を差上げると云ふ

ことになりましたら、是は今日のやうな、又將來も續きませうが、此の額がこれを差上げても、貨幣價值が落ちて参りますと、非常に困りになることが出来やしないか、それで四條に於ては、之に付て早速内閣の方で之をお取上になつて、變更なさると云ふことでございませうな、併し何か昔のやうに米を納めるとか何とか、幾らか物を對象とするやうな御取扱に付ては御考になつていらつしやらぬもんではせうか、是は出来ないかとも思はれますけれども、何とかやつて置かなければ御窮屈なことが急に出来た時に、一々國會の協賛を経るとか何とかで非常に手間取つて、御困りになるのぢやないかと思はれるのですが、如何なものでございませうか

○渡邊三郎君 先程から色々御話があつて居るやうですが、皇室で御持ちになつて居る家具とか建物とか云ふやうなものには、寧ろ御費用が掛かるものになるやうに考へられれば、我々ならばそれを捌いてどうすると云ふやうな途もござりますが、御所でさう云ふことは簡単に出来るものではないし、非常な事は或場合には御窮屈になるやうな氣が致りますのであります。先刻御話のありました象徴とされて、又社會事業や何がなさる上に於ては、非常な御費用がなければ運送も出来るもんではない、荷尼介と云ふものでもござりますまいが、斯う云ふ費用の掛かるものを御持ちになつて、経費が非常に切りつまるると云ふことであられたら、非常に御困りのことが出来やしないかと云ふことを先程來の御話で感ずるのであります。之に付ては一層一つ政府に於て御考慮を願いたいと思ふのであります。それと國の象徴であられる陛下の皇居が、先程も衆議院で質問があつたと云ふのであります。が、何時迄も何時迄もあの通りで居られると云ふことは、非常にどうも國家としても體面が悪い、國民としても甚だ意氣地がないやうに思はれます。が、斯う云ふ時勢であるから、御所をどうすると云ふことは御上に於ては勿論御考もあらせられぬであります。が、我々國民として又政府としても、何か一つの議會なり何なり、さう云ふ運動なり何なりを起されるやうになるのであります。が、又して戴かないといふことは何時迄も非常に表引の點は先程衆議院の方からも御質問があつたやうですけれども、我々として

○政府委員(入江俊郎君)　此の皇室の御造営に付きましては、先程もちよつと申上げましたやうに、今日具體的に政府としては、未だ其の點に着手して居りませぬけれども、心持としては今御話の通りと考へるのであります。尙、國會方面、或は一般の國民方面から、恐らくさう云ふ聲も舉るのではないかと思ふのであります。政府としては、さう云ふ心持を十分考へまして、之に付ては善處したいと考へて居ります。

○名取和作君　先刻私は豫算委員會に出席して中坐致しましたが、其の時にちよつと斯う云ふことを政府委員が御言ひになつたことを片耳に挿んで退去了致しましたが、皇室の課税のことは是は尙又民法などで考慮すると云ふ御話がありました、霜山君からの御質問にも相續税などはどうするのかと云ふ御話もあつては我々國民としては成るべく我々と同様な課税でなく、所得税の課税は免除するとか、相續税などを免除するとか、何か少しでも皇室の御有利になるやうに、さう云ふことの御考を願いたいと、我々は思つて居るのであります、政府では其の點に付てはつきりと御考を今でも持つて居られないか、何かはつきりしたさう云ふ點の御考はないでありますか

○政府委員(入江俊郎君)　此の皇室に對する御課税の問題であります、之に付きましては一般論的に申しますならば、新憲法の原則として國民は等しく法の前に平等であると云ふ建前がありますので、皇室の御關係と致しましても、特に象徴たる御地位、或は又

皇位繼承者しくは攝政に御就きになる
一族の御地位と云ふものと不可分の問
題以外には、他の國民との間の差別を
することは憲法上出來ないものである
と思つて居ります、それで課税に付
まして、皇室の私の財産に付て相續
も起り、或は又私の財産の取得と云ふ
ことが一般的にあります場合には、假
令皇室の關係でありますても課税をし
ないと云ふやうなさう云ふ原則を立て
ることは、どうも出來なかろうと思ふ
のであります、併しながら先程も申上
げましたやうに、象徴たるの御地位と
本當に不可分なものであると云ふ風な
ことの十分立證出来るものに於きまし
ては、勿論特例も作ることが出来よう
かと考へて居ります、それから時は午
前中も御話が出来ましたが、内廷費・皇
族費に對する課税に付きましては、是
は此の費用の性質から見て、課税をし
ないやうな風に扱ふことが出来やしな
いかと云ふ方向で研究して居ります
が、是も未だ的確な結論に到達した譯
ではありませんか

五人以上の議員が出席すれば宜しいと云ふ風に考へて居ります。

○子爵北條篤八君 さうしますと、結局第八條に決められてあります八人の

議員の中、豫備議員を含めて五人居れ

ば議決されるのでありますか。

○政府委員(入江俊郎君)

さう云ふことになると思ひます。

○子爵北條篤八君 さう致しますと、

例へば衆議院の議長、副議長、參議院

の議長、副議長、それから總理大臣

此の五人が出席すれば議決されるので

すか

○政府委員(入江俊郎君)

さう云ふことになります

となると思ひます。

○子爵北條篤八君 さう致しますと、

此の五人が出席すれば議決されるので

すか

○政府委員(入江俊郎君)

まあ八條の規定で議員が八人で組織して居ります

けれども、其の議員は八條第二項に書

いてある方々ですけれども、此の中で

五人の方が居れば勿論それで議事を開

いて議決をすることが出来ますし、そ

れから其の中に誰が故障があつて、豫

備議員が其の中の誰かを代理すると云

ふことになりますれば、豫備議員を本

議員と同じやうに考へまして、五人居

れば議事が進められるとして云ふ風に考へ

て居ります

○子爵北條篤八君

さう致しますと、

今申上げました衆議院の議長、副議長、

參議院の議長、副議長、それから總理

大臣と云ふ五人だとて一般國民の總

意が代表されて居りますが、完全に宮

内府の長と云ふ者が抜けて居つても議

事が決められると云ふことは、非常に

合理的でないやうに思ふのです、是は

非常に重大な會議でありますし、又

人數が非常に少いのでありますから、

少しとも豫備議員を含めて八人は必要

やないかと思ひますが、其の點は如何でありますか

ります、尙豫備議員が病氣其の他の事

故で缺けるやうな場合があれば、尙此

の數を十六人としても必ず各部門から

一人は少くとも缺かざり出ると云ふ

策を執つた方が適當ではないかと思は

ります

○政府委員(入江俊郎君)

斯う云ふ會

議體に於きまして、定則數を決めます場合には、構成員が八人居れば其の半分、若しくはそれよりちよつと多い位の人間を以て最小限度の必要定員とするのが例であると思ひますので、其のやり方を踏襲したのでありますけれども、今御話のやうに五人に議員が非常に片寄つてしまふと云ふやうな場合、是は恐らく適當でなからうと思ひます、それで實際問題としては總理大臣が議長として招集權がござりますか

○政府委員(入江俊郎君) 其の點は此

の皇室典範の方の皇室會議に於きまし

ます、之に類似した規定がござります

のでされども、運用としては正に仰

しやるやうに出来るだけうまく運用し

て行くことが理想と思ひます、併しま

あ斯う云ふ會議に於きまして、急遽も

然だらうと思ひますけれども、非常に緊急を要する場合であるとか、已むを得ない場合に於きましては、矢張り會

議に於ける定則數の規定を規定して置

きまして、此の限度ならば議を進めて

宜いと云ふやうにした譯なのであります

して、之を若し御話のやうに豫備議員

を含めた八人、斯う云ふことになるの

も一つの行き方でありますけれども、是等は運用に俟つことにして一應會議體として的一般原則に從つて所謂コ一

ラムの規定を茲に五人とした譯であります、御説は御尤もでありますか、そ

れは運用の方面に於て萬遺憾なきを期

したら宜からうと思ふのであります

○子爵北條篤八君 私は矢張り斯う云

ふ重大な會議でありますから、又第九

條に八人が必ず揃ふやうに特別に豫備

議員を作つたのでありますから、原則

上は見解の相違でありますから希望を述べまして、私の質問を終りたいと思

る、私としては少くとも八人以上と云

ふ風にした方が宜いと思ひますが是以

て、後は運用に依つて十分其の目的を達するやうにすることで支障がないの

ではなからうかと私共は思つて居ま

す

○子爵北條篤八君 是が大きな委員會

であれば宜しいのですけれども、一般

の場合、三分の二とか半數とか云ふや

うなことを決められますが、斯かる重

要な會議では、それはどうかと思はれ

ます、尙ほ人數も少いの

所は、將來は皇室の私の財産の方の

運営の問題にならうと思ひますから、

分酌みまして、將來運営するやうに

し、其實際の運営として、宮内府の長

或は其の豫備議員の方に成るべく出て

戴くと云ふ風に、運営して行けると思

ふのであります、尙ほ人數も少いの

でございますから、それで御話のやう

に於ることも一方法であります、豫

備議員の方にも出来るだけ來て戴く、

八人の議員で組織して居るのであります

から、全員が出席すべきことは當然であります

ますが、何等かの事故の爲にどうしても出て来られない、而も會議を開かなければならぬと云ふ、已むを得ざる場合の最小限度の規定だと考へて居るので、運用に依つて其の點は解決出来るのではないかと考へます、

○竹中藤右衛門君 豊直宮様には敷地、御住居をどの位にすると云ふ内規

明るい方が参加され、又公正な立場からの方々が参加される譯でありますか

ら、此の議員の顔觸れとしては、特に誰が出なければならぬと云ふやうなこ

とを、法律で以て固定することも少し

ます、從つてまあ是等は實際の運用に

書き過ぎであるやうにも思ふのであり

ます、從つてそれを付ては會議體に於

ける一般原則の規定を一應踏襲しま

して、後は運用に依つて十分其の目的を

達するやうにすることで支障がないの

ではなからうかと私共は思つて居ま

す

○子爵北條篤八君 是が大きな委員會

であれば宜しいのですけれども、一般

の場合、三分の二とか半數とか云ふや

うなことを決められますが、斯かる重

要な會議では、それはどうかと思はれ

ます、尙ほ人數も少いの

所は、將來は皇室の私の財産の方の

運営の問題にならうと思ひますから、

分酌みまして、將來運営するやうに

し、其實際の運営として、宮内府の長

或は其の豫備議員の方に成るべく出て

戴くと云ふ風に、運営して行けると思

ふのであります、尙ほ人數も少いの

でございますから、それで御話のやう

に於ることも一方法であります、豫

備議員の方にも出来るだけ來て戴く、

八人の議員で組織して居るのであります

から、全員が出席すべきことは當然であります

ますが、何等かの事故の爲にどうしても

出て来られない、而も會議を開かなければならぬと云ふ、已むを得ざる場合の最小限度の規定だと考へて居るので、運用に依つて其の點は解

決出来るのではないかと考へます、

○竹中藤右衛門君 豊直宮様には敷

地、御住居をどの位にすると云ふ内規

があつたやうに存じて居りますが、そ

れは矢張り皇族費で決つて居ります

か、皇族の御住居と云ふものに對して

は何等か今でもさう云ふ御内規がある

のでありますか

○政府委員(入江俊郎君) 各宮様方の御住居のことに付きましては、實は宮

内省の方でずっとやつて居りますし、

政府直接の關係でありますから、私

は能く明かにして居りませぬ、併し同

じ所に依りますと、從來御一家を

御創立になつて、宮號を賜る時に、一

御住ひになる邸宅の問題であります

定の御下賜金、其の他邸宅等を賜ると云ふ風に承つて居ります、そこで將來どうすると云ふ點であります、將來の問題と致しましては、一應皇族費と云ふもので以て、總ての點を御賄ひ願ふ、唯御住居等に付きましては、此の皇室の方の御財産として御残りになります

程度の不動産、或は皇室御一家の

中で皇族の方に御使用を頗ぶことにな

るのかも分りませぬけれども、併し茲

書き過ぎであるやうにも思ふのであり

ます、從つてその所は、將來は皇室の私の財産の方の

運営の問題にならうと思ひますから、

中で皇族の方に御使用を頗ぶことにな

が、皇族と云ふのは、兎に角皇室典範の方から申しましても、皇位繼承、若しくは攝政に御就きになる特別の御地位に在りまして、皇族と云ふ地位は、或る意味に於きまことに公的な面を有つて居ると考へることが出来ます、従つてさう云ふ面から皇族方の御住ひにある邸宅に付ては、或限度に於て皇室の公用に供する財産として、之を考へることも必ずしも不可能でないかも知れませぬ、それ等に付きましては今日まだそこ迄はつきり決定はして居りませんけれども、皇族用財産を決定致します時に、今の御説等も十分考慮致しまして、研究を致したいと存じます

方の御慶事の費用と云ふやうなもの、是は矢張り内廷費から御支出になるやうに考へて居るのであります、併し内廷費と云ふのは、内廷に關する諸費用を一應推定致しまして、定額に定めます、さうすると或年に於きましては餘ることもあり又年には臨時のことがあつて足りない時には、前の蓄積をそつちに廻すことが出来ると云ふやうな、さう云ふやうな彈力性のある費用として之を考へて居りますので、今のやうな矢張り内廷に關する事柄と云ふのは、宮廷費から支出するのではなくて、内廷費の方で御賄ひ願ふと云ふことが適當ではなからうかと考へて居るのであります

は色々重なつて参りますと、なかへ方に依つて、宫廷諸費の中に入る性質のものもあるかとも考へられる、昨日金森國務大臣が申されました慶弔費用と云ふやうなもの、是も宫廷費の中に入る、慶弔費用と云ふものは一般臣下に對する使用の場合もあると思ひますけれども、まあ費用を色々に切り盛りをしますと、さう云ふものの方から出せるものもある、是は話が細かくありますけれども、先刻來御話があつたやうに、なか／＼大きな臨時費を此の蓄積の方から出すと云ふことはむづかしいことになりはしないかと思ひます、一方に法律で定額が定つて居るのはなか／＼動かせないと云ふことがあります、其の邊の構想は尙又十分御調査の上善處されたいと思ひます。

○委員長(伯爵前田利男君) 御質問はもうございませんか

○大谷正男君 第一條の條文のことであつて、御尋ねしたい、第一項の方です、第一條の第二項は國有財産を皇室の公用に供し、又は供するものと決定しようとするときは、「と斯うありますね、是は「公用に供しようとするときは、で宜いかと思ひます」が、矢張り「決定しようとするときは」と云ふことは條文として必要なんですが、前の第一項の方は無論公用に供するものと決定した分を云ふのでありますて、第二項の方は、公用に供しようとするときはでは足りるやうにちよつと思はれるのであります

○政府委員(入江俊郎君) 此の表現が決定すると云ふ風な言葉を用ひましたのは、國有財産法の用例に従つた譯であります、まあ二項の方は假に「決定しようとするときは」と云ふ文句がなくとも、一項がありますれば分ることと思ひますが、一項の趣旨と同じやうな趣旨を此處で言つて居る譯でありますから、そこで矢張り國有財産法の用例に従ひまして「供するものと決定しようとする」と云ふやうな表現にした譯であります

○大谷正男君 第二項の方は要らないかと思ひますが

○委員長(伯爵前田利男君) 他に御質問はございませんか、御質問はないものと致しまして御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伯爵前田利男君) それでは是から討論に入りたいと思ひます

○子爵齋藤齊君 天皇が我々の心の底

ふやうなことにありまするが、
から國民の統合する程其の通りで
して其の反面に於きましても御存在と云ふも
まして、其の意律が實際に效果を發揮するのであります
を以ちまして私者であります
○名取和作君
であります
○渡邊三郎君
であります
○委員長伯爵
議がなければ断然可決致しました
議ございませぬ
「異議なし」
○委員長伯爵
皇室經濟法は可
委員會は散會を
午後二時
出席者左ノ如
委員長
副委員長
委員

の象徴であられるとして云ふべきである。此の精神的な部面は成りますが、從ひますます所の物の面で云ふと、我々は皇室の豊かなものが願はしいのであります。此の法案に賛成する所は此の法案に賛成する所である。前田利男君は他に御發決に入りたいと思ひました。そのと致しまして御異議を現します。さう云ふやうな希望を現します時に十
九時三十分頃、前田利男君は「それでは決致しました、是にて致します」と云ふ者あり」

男爵 佐竹 義履君
男爵 中村 貫之君
男爵 西 西 乙君

種田 虎 雄君
名取 和作君
高橋 龍太郎君
德田 昂平君
竹中藤右衛門君
渡邊 三郎君
中島德太郎君
橋本萬右衛門君
飯塚 知信君

國務大臣 農林大臣 和田 博雄君
政府委員 法制局長官 入江 俊郎君
法制局事務官 井手 成三君